

令和4年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和4年12月13日（火）

午後1時30分～

小美玉市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

令和4年12月13日(火)
午後1時30分～
本庁3階 議会委員会室

- 1 開 会

- 2 委員長あいさつ

- 3 執行部あいさつ

- 4 議 事
 - (1) 議案第 74 号 小美玉市手数料の特例に関する条例について
 - (2) 議案第 75 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - (3) 議案第 76 号 小美玉市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 議案第 77 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - (5) 議案第 78号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算(第9号)
(総務常任委員会所管事項)
 - (6) 議案第 83号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)

- 5 その他
 - (1) 議会報告会について
 - (2) 行政視察研修について

- 6 閉 会

出席委員（6名）

2番	真家 功 君	3番	戸田 見良 君
4番	香取 憲一 君（副委員長）	9番	植木 弘子 君（委員長）
10番	石井 旭 君	13番	岩本 好夫 君
19番	荒川 一秀 君（議長）		

欠席委員（なし）

◇

付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 幸三 君	副 市 長	岡野 英孝 君
市長公室長	倉田 増夫 君	企画財政部長	中村 均 君
総務部長	金谷 和一 君	市民生活部長	織田 俊彦 君
議会事務局長	戸塚 康志 君	会計管理者	倉田 賢吾 君
秘書政策課長	植田 賢一 君	市民協働課長	安彦 晴美 君
企画調整課長	長島 正昭 君	総務課長	高野 雄司 君
行政経営課長	阿久津 清隆 君	人事課長	大野 和成 君
収納課長	中村 理佳 君	税務課長	島田 視一 君
市民課長	高橋 宏 君	環境課長	朝比奈 公俊 君
小川総合支所長	長沼 光子 君	玉里総合支所長	酒井 美智子 君
議会事務局次長	林 美佐 君	監査委員事務局長	菅谷 清美 君
会計課長	箕輪 淳子 君	財政課長補佐	磯部 朋広 君

議会事務局職員出席者

書 記 菅澤 富美江

午後1時30分開会

◎開会の宣告

○副委員長（香取憲一君） 皆さま改めましてこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

はじめに、委員長挨拶、植木委員長、お願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 皆さま、こんにちは。皆さまにはご参集賜り誠にありがとうございます。また、午前中の行政視察におきましては、担当、部長課長、ご同行いただきまして本当に意義深い、中身の濃い研修ができましたので、改めて御礼申し上げます。昨日、漢字一文字の今年の世相を表す漢字に「戦」が、選ばれました。ロシア、ウクライナの侵攻等が反映し、数万の応募のなかトップになったということです。また、サッカーの世界カップ、北京での東京五輪とともに、記録的な円安や物価高による生活面での戦も理由に上がったそうです。ここひと月、コロナウイルス感染も再び拡大しており、行政も市民を守るための、戦が続きます。このような時代だからこそ、多岐にわたる変化をいち早く掴み、柔軟な市政運営を切に願っております。

それでは、本日付託されました議案第78号一般会計補正予算を含め、6件の慎重審議を行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

○副委員長（香取憲一君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、島田市長、お願い申し上げます。

○市長（島田幸三君） ご苦労さまです。午前中、植木委員長からお話がありましたとおり、研修ということで、大変ご苦労さまでした。そして委員長から、今年1年の総まとめというか、お話をいただきまして、まさにその通りでございました。今日は何か、すす払いの日ということで、正月を迎える準備をする日ということでもあります。正月もですね、もう20日を切りました。今年1年も、何か早く過ぎたかなっていうのは、年齢なのかなと思います。そういう中で、総務常任委員会、慎重なる審査の方、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○副委員長（香取憲一君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行につきましては委員長のほうでお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 議事に入る前に、本日は、福島議員、谷仲議員が傍聴いたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、12月9日付託された議案審査付託表のとおりです。関係資料につきましては、スマートディスクに保存されております。準備はよろしいでしょうか。当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願ひいたします。また、執行部においても、明快な答弁をお願ひいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願ひいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。まず、議案第74号小美玉市手数料の特例に関する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高橋市民課長。

○市民課長（高橋宏君） それでは、議案第74号小美玉市手数料の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。提案理由でございますが、マイナンバーカードの普及促進及び市民の利便性向上を目的とし、コンビニ交付の手数料を減額するため本案を提出するものでございます。次のページをご覧ください。令和4年12月24日から令和6年3月31日までの間、マイナンバーカードを利用してコンビニ等のマルチコピー機から各種証明書を取得することが出来るコンビニ交付につきまして、手数料を現在窓口と同じの300円から200円に引き下げます。窓口より減額することにより、市民の皆様はマイナンバーカードの利便性やメリットを実感していただくことが目的と考えております。説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

戸田委員。

○3番（戸田見良君） 確認の意味でちょっと質問ですが、コンビニで交付している住民票の

数を教えていただければありがたいと思います。また、コンビニで交付する時のトラブル等なんかもありましたら、参考に教えていただければと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋宏君） 戸田委員のご質問にお答えいたします。コンビニ交付件数につきまして、令和元年度は全体で960件。令和2年度、1,684件。令和3年度、3,194件。本年度につきまして、10月現在で2,703件となっております。そのほか、トラブルについては、今のところ、特段あがってきておりません。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

香取副委員長。

○4番（香取憲一君） 1点聞きたいのですけれども、この条例改正につきましては、小美玉市独自でこれ決めたということでの条例なのか、それとも総務省の方から、全国的にこういうふうにしなさいよという、指示があったのか、それを教えていただきたいです。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋宏君） 香取委員のご質問にお答えいたします。今マイナンバーカードを全国に普及させるような形で、国の方が指示しておりまして、マイナンバーカードの利便性が、コンビニ交付に対してメリットがあるという政府の方から指示がありまして、できる市町村は、ぜひとも窓口よりコンビニで取って、マイナンバーカードのメリットを実感していただくために、普及拡大になるのも1つという指示がありまして、あとは市の方で、各市町村独自でやっているところとやっていないところがあるような状況でございます。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第74号 小美玉市手数料の特例に関する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ござい

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第75号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 人事課、大野と申します。よろしくお願ひいたします。議案第75号小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案理由でございますが、人事院の給与勧告に準じ、職員等の給与改定を実施するため、この案を提出するものでございます。条例案の概要についてご説明いたします。次のページをご覧ください。第1条の規定は、一般職について、令和4年12月期勤勉手当の支給月を、一般職員は1.05月、部長級は1.25月、再任用職員は0.5月、部長級再任用職員は0.6月とするものです。また、行政職給与表及び消防職給与表について、若年層を中心に引き上げる改正を行い、令和4年4月1日に遡及して適用するものです。飛びまして、12ページをご覧ください。第2条の規定は、令和5年の勤勉手当の支給月を一般職員は、1.0月、部長級は1.2月、再任用職員は0.475月、部長級再任用職員が0.575月の改定でございます。第3条の規定は、特別職について、令和4年12月期、12月期末手当の支給月を1.675月とする改正でございます。第4条の規定は、特別職について、令和5年の期末手当の支給月を1.65月とする改正でございます。第5条の規定は、特定任期付職員の給与表の一部改正及び令和4年12月期末手当の支給月を1.675月とする改正でございます。13ページとなります。第6条の規定は、特定任期付職員の令和5年の期末手当の支給月を1.65月とする改正でございます。なお、この特定任期付職員が適用となっている職員は、現在在籍しておりません。第7条の規定は、会計年度任用職員の給料表を、令和5年4月1日から改正するものでございます。なお、令和4年度中においては、会計年度任用職員の給与の改定はございません。説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

戸田委員。

○3番（戸田見良君） 賞与の方のことは、内容がわかったのですが、ちょっとそれに関係しないかもしれないですけど確認させていただきたいと思います。号給表のですね、再任用のところのですね、号給が書いてありますけれども、再任用の方の号給というのは、1年1年経った時にですね、増えていったりはしないのかということをごちゃと質問的にはちょっと違うかもしれないんですが、確認の意味で教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 戸田委員のご質問にお答えいたします。再任用の職員、年が変わるごとにですね、給与の方の変更があるかないかということについてだと思いますが、再任用職員につきましては、再任用職員の給与の金額が示されている金額ということになりますので、次の年に移ったとしてもですね、同じ金額が適用となります。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○3番（戸田見良君） ありがとうございます。そういう中で、1級2級3級4級と分かれていくわけですけども、例えば2級から始まった方が3級に移ったりする場合もあるということで、大丈夫でしょうか。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、再任用としての新たな任用となった場合にですね、その職位によって、この何級というところが決まっています。再任用とされた年の翌年、この職位に変更がなければ、給与表の何級という位置付けに対して変更はございませんので、職位が変わったときに、その職に準じて移るということはあるのですが、職位が変わらなければ、同じ金額ということとなります。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第75号小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第76号小美玉市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 続きまして、議案第76号小美玉市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるほか、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。次のページ以降の主な改正内容でございますが、大きく、次の4点でございます。1点目は、令和5年度から、職員の定年は段階的に60歳から65歳に引き上げられる規定でございます。これにより、令和5年度の定年は61歳となり、以後2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳となります。2点目は、管理監督職務上限年齢制の導入でございます。組織の活力を維持するため、管理監督職の職員は、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、原則、管理監督職以外の職に異動することになります。3点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。これは今回の法改正により新たに導入された勤務形態となります。60歳に達した日以後に定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度でございます。一旦、常勤職員を退職して、非常勤職員に再任用されます。この制度の趣旨は、60歳以降の働き方は、健康上や人生設計上の理由等により、多様化となるため、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用ができるようにするため、導入されるものでございます。4点目は、情報提供意思確認制度の新設でございます。職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以降の勤務の意思を確認する制度でございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第76号 小美玉市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第77号 地方公務員法の一部を改正する法律の伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 続きまして、議案第77号 地方公務員法の一部を改正する法律の伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、関係条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。主な改正内容でございますが、今回の定年引き上げに伴う8つの条例について一括して改正を行うものです。具体的には、次の3点でございます。1 ページ目の第1条から、3 ページの第6条につきましては、主に、法改正に伴う文言整理でございます。4 ページの第7条につきましては、文言整理及び給料に関する規定でございます。60歳に達した職員の給料月額、60歳前の7割水準と規定されます。なお、役職定年により降任された職員は、降任により給料月額が下がってしまうため、降任後の給料月額の7割水準とした場合、二重の引き下げとなってしまいます。そこで、降任前の給料月額の7割と降任後の給料月額の7割との差額を調整額として支給することで、基本的には、降任前の給料月額の7割水準となるよう措置いたします。続いて、9 ページの第8条につき

ましては、再任用制度を廃止する規定でございます。なお、制度が完成するまでの間は、これまでの再任用制度を、暫定再任用として規定し、現行の再任用制度の経過措置を残しております。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

香取副委員長。

○4番（香取憲一君） 1点伺いたいのですが、第76号のところでは少しかぶるところがあるのですが、今後のこの整理ということですけども、定年も延びて、再任用の3割減となつて、お給料の方が、現職のときより7割で出していくってということなんですけど、これ人事の統括の方では、数年先、シミュレーションというか、どれぐらいの人件費が、増えていきそうな、見込まれているのか、シミュレーションされているのでしょうか。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 香取委員のご質問、この先の人件費の現況の想定ということにつきましては、現在制度の運用にあたって、まずこの制度に沿って、定年の引き上げというところを選択されるのか、あとは、再任用という位置付けでの、この前制度で言いますと、定年引き上げと同年齢の方につきましては、短時間勤務という形の再任用というところが、定年前の再任用という位置付けで規定されるんですけども、またそれに限らず、今現行の定年60歳を迎えて普通退職等で退職される方の人数などが、まだこの制度の運用開始がなっていないところもありまして、どの程度の方が、60歳以降の勤務を希望するかというところの見極めというところが、細かくできないところは正直なところでございます。今後の人件費の影響につきましては、新規採用職員等の人数等との均衡を図って、大きな影響が出ないようなところを見据えながら調整をしていくことを検討してまいりますので、またこの移行に関しても、分析しながら、影響について見極めながら運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第77号 地方公務員法の一部を改正する法律の伴う関係条例の整備に関する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第78号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○委員長（植木弘子君） 中村企画財政部長。

○企画財政部長（中村 均君） それでは、議案第78号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算第9号のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。第2表債務負担行為補正について、総務常任委員会所管が1件ございます。追加事項は、会計年度任用職員一部業務包括委託。期間は、令和5年度から令和7年度まで、限度額は6億4,575万3,000円に、業務包括委託内容の変更による増減額を加算した額でございます。続きまして、10ページをご覧ください。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。また、歳出につきましては、順次、担当部局から説明をさせていただきます。それでは、まず初めに、10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、交付額確定により、2,325万5,000円の補正増でございます。11款1項1目地方特例交付金、減収補てん特例交付金の額確定により、959万9,000円の補正増でございます。12款1項1目地方交付税、普通交付税の額決定により、6億4,982万3,000円の補正増でございます。14款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金、中継センター維持管理負担金で8万3,000円の補正増でございます。15款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料。税務諸証明手数料及び住民票・附票・閲覧・証明手数料で、合わせて24万円の補正減でございます。同じく3目衛生手数料、指定ごみ袋手数料で335万7,000円の補正増でございます。一番下の表になります。16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。個人番号カード交付事務費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、合わせて223万4,000円の補正増でございます。11ページをご覧ください。上から2つ目の表になります。16款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託

金。自衛官募集委託金で4万9,000円の補正増でございます。19款1項寄附金、1目一般寄附金で2万6,000円の補正増でございます。同じく2目総務費寄附金、新型コロナウイルス感染症対策に対する指定寄附金で、120万5,000円。企業版ふるさと応援に対する指定寄附金で1,000万円の補正増でございます。20款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金、歳入歳出間調整のため、1億6,921万2,000円の補正減。減債基金繰入金。市債の繰上償還の財源とするため、1億500万円の補正増。ふるさと応援基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い、1万6,000円の補正減。12ページをお願いいたします。合併振興基金繰入金、財源内訳補正により、700万円の補正減でございます。22款諸収入、5項5目雑入のうち、情報公開に係る実費徴収金で3,000円の補正増。不用品売払収入で2万3,000円の補正増。その他、共済組合負担金返還金などで7万9,000円の補正増でございます。23款1項市債、5目臨時財政対策債、借入額確定により、1億2,558万6,000円の補正減でございます。歳入につきましては以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきまして、人事課より一括してご説明をさせていただきます。39ページをご覧ください。一般職の総括表、比較欄になりますが、報酬が800万円の増、給料が51万7,000円の減、職員手当が1,836万円の増、共済費が284万9,000円の減。合計としまして2,299万4,000円の補正増でございます。職員数は全体で657人。内訳として、一般職員が483人。会計年度任用職員が174人でございます。職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳の通りでございますので、説明につきましては省略させていただきます。今回の職員給与に関する補正の主な要因につきましては、人事院勧告による給与等の増、育児休業等による給与の減、各種手当の増減でございます。以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。これより、各所管より、歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます。職員給与費以外の補正内容について、順次説明いたします。

○委員長（植木弘子君） 林議会事務局次長。

○議会事務局次長（林美佐君） 続きまして、総務常任委員会所管の歳出でございます。13ページをお開き願います。まず、議会事務局所管の歳出についてご説明させていただきます。1款1項1目議会費でございます。説明欄1議員給与費につきましては40万7,000円を補正増するものです。内容としましては、3議員期末手当は、令和4年度人事院勧告に伴う条

例改正により 40 万 7,000 円を増額するものでございます。説明欄 3 議会運営費、11 節役務費につきましては、3 万 8,000 円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、議会映像インターネット配信に対応するため、音響映像設備を更新したことに伴い、これまで行ってきた議場放送録音設備点検業務委託を、年 4 回分から 2 回分減らし、減額するものでございます。議会事務局所管については、以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 安彦市民協働課長。

○市民協働課長（安彦晴美君） 続きまして、市民協働課所管についてご説明いたします。14 ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、11 の行政区運営経費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区長会視察研修が中止となったことによる、随行者の旅費、6 万 6,000 円の減額でございます。役務費につきましては、保険料、区長会業務災害補償保険の保険料率改定による不用額 6 万 7,000 円の減額です。負担金補助及び交付金、区長会運営補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会時の意見交換会や、管外視察研修が中止となったことにより、90 万円の減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（植木弘子君） 長沼小川総合支所長。

○小川総合支所長（長沼光子君） 続きまして、小川総合支所所管につきましてご説明いたします。8 目支所及び出張所費、2 小川総合支所管理経費につきまして、308 万 7,000 円の補正増をお願いするものです。内容は、10 節需用費で 180 万円の補正増、光熱水費の不足が見込まれるため、増額をするものでございます。それから、14 節工事請負費で 128 万 7,000 円の補正増、こちらは 1 階下水道課側エアコン故障による改修工事のため、増額をするものです。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 菅谷監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菅谷清美君） 続きまして、15 ページをお願いいたします。9 目公平委員会費、1 公平委員会経費につきましては、需用費、消耗品費で書籍購入のため、9,000 円の増額をお願いするものでございます。

○委員長（植木弘子君） 安彦市民協働課長。

○市民協働課長（安彦晴美君） 続きまして、10 目コミュニティ活動促進費、1 コミュニティ活動活性化事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まちづくり組織連絡会の視察研修が中止となったことによる、随行者の旅費 3 万 3,000 円の減額でございます。使用料及び賃借料につきましては、ふるさとふれあいまつりが中止になったことによる

敷鉄板借上料、33万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、4男女共同
参画経費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、女性人材育成セミナー
が中止となったことにより、委託料24万円の減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（植木弘子君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 続きまして、続きまして、総務課所管についてご説明いたします。
同じく15ページの下段、14目諸費、2自衛官募集事務費4万1,000円の増額補正でござ
います。理由といたしましては、茨城県の重点市町村に指定されまして、歳入に合わせ、さ
らなる啓蒙活動の推進を図るため、啓発資材等作成にかかる需用費の増額をお願いするもの
でございます。説明は以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 菅谷監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菅谷清美君） 続きまして、16ページ下段をお願いいたします。2項
徴税費、1目税務総務費、ページ移りまして17ページになります。2の固定資産評価審査委
員会費は、固定資産評価審査委員報酬につきまして、会議開催がなかったことにより22,00
0円の減額をお願いするものです。

○委員長（植木弘子君） 島田税務課長。

○税務課長（島田視一君） 続きまして、同じく2目賦課徴収費、説明欄1の賦課事務費に
つきまして、16万3,000円を増額するものでございます。内容としましては、国の方針に
より令和5年度から、固定資産税・住民税・軽自動車税・国保税の市税4税目について、
納税通知書にQRコードを印字することとされており、これは全国的に施行されるものでご
ざいます。今回の補正はその実施に向け、事前に行う納税通知書読取テストの用紙代とし
て、10節需用費の印刷製本費に16万3,000円を計上しております。税務課所管は以上でご
ざいます。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○高橋市民課長（高橋 宏君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費、2戸籍住民基本
台帳事務費につきましては、199万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内
容でございますが、マイナンバーカードの申請交付増加に伴い、10節需用費、11節役務費
につきまして、増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 菅谷監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菅谷清美君） 続きまして、18ページをお願いいたします。6項1目
監査委員費、2監査事務費につきましては、11万2,000円の減額補正をお願いするものです

が、内訳としましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い全国及び関東地区の総会・研修会が書面開催になったことから、報酬で3万7,000円、旅費で7万円の減額。また、関東都市監査委員会負担金の徴収免除により負担金5,000円の減額でございます。

○委員長（植木弘子君） 朝比奈環境課長。

○朝比奈環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、24ページをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費 1目清掃総務費、説明欄2、ごみ処理対策経費10節の需用費412万9,000円につきましては、年度末、または、新年度の作成までに、ごみ袋が不足しないよう、指定ごみ袋の追加作成に要する費用でございます。内訳でございますが、45リットルは当初190万枚を見込んでおりましたが、9月末現在で約116万枚を販売していることから、年度末の不足が35万枚見込まれます。単価は1枚当たり10.89円で合計381万1,500円です。30リットルにつきましては、当初19.5万枚を見込んでおりましたが、9月末現在で約13万1,000枚を販売していることから、年度末の不足が3.6万枚見込まれます。単価は1枚当たり8.8円で、合計31万6,800円です。合計しますと、412万8,300円の費用をお願いするものでございます。続きまして、12節委託料、指定ごみ袋販売委託料82万円の増につきましては、指定ごみ袋の追加作成によるものでございます。内訳ですが、45リットルは18万1,000枚。委託料としては1枚当たりの単価は5円で、合計90万5,000円です。30リットルは1万2,600枚。1枚当たりの単価は4円で、合計5万400円です。20リットルにつきましては、4万5,200枚は販売できないため、委託料は1枚当たり3円で、合計マイナス13万5,600円となります。合計しますと、81万9,800円の委託料として、お願いするものでございます。同じく12節委託料、小美玉市サイン計画更新等業務委託料70万1,000円の増につきましては、来年4月から供用開始予定の霞台厚生施設組合、地域還元施設みらい交流館の道路案内板のサイン作成等に要する費用でございます。設置場所ですが、一般県道紅葉石岡線の高崎地内でコスモスへの進入路付近にあります市のサインシステム2箇所分でございます。続きまして、13節使用料及び賃借料、流末排水路賃借料の8万4,000円の増でございますが、中継センターの流末排水路の借地料に要する費用でございます。この費用につきましては、霞台厚生施設組合から全額負担いただけることになりました。地権者は6名でございます。続きまして、4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、説明欄1のし尿処理施設一部事務組合負担経費でございます。18節負担金補助及び交付金の茨城地方広域環境事務組合負担金357万2,000円の増ですが、電気料金の高騰に伴い、茨城地方広域環境事務組合の電気料金の予算が不足することから、小美玉市負担分としてお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 中村企画財政部長。

○企画財政部長（中村 均君） それでは、36ページをご覧ください。財政課所管歳出についてご説明いたします。12款1項公債費、1目元金、1地方債償還元金で、3億1,840万円の補正増、教育施設の統廃合により、廃園・廃校となった幼稚園・小学校整備事業に充てられた市債と、高い利率の市債を繰上償還する長期債元金を、増額するものでございます。同じく2目利子、1地方債償還利子で、1,735万円の補正減、内訳としまして繰上償還補償金で503万円の増額、長期債利子で2,238万円の減額でございます。長期債利子の減額は、借入した市債の利率が低金利であったことや、すでに借入をしている臨時財政対策債の利率見直しに伴い、償還金利子に不用額が生じるため、減額するものでございます。続きまして、37ページをご覧ください。13款諸支出金、1項基金費、3目公共施設整備基金費、1公共施設整備基金費で、3万7,000円の補正増、積立金を増額するものでございます。総務常任委員会所管の説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

香取副委員長。

○委員長（植木弘子君） 香取副委員長。

○4番（香取憲一君） 私の方から2点ございます。11ページの減債基金の残高は今どれくらいあるか教えていただきたいです。

○委員長（植木弘子君） 中村企画財政部長。

○企画財政部長（中村均君） 香取委員のご質問にお答えいたします。減債基金の残高でございますが、15億3,060万円となっております。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 香取副委員長。

○4番（香取憲一君） はい、ありがとうございます。もう1点です。先ほど最後の方の償還利子の借金返済についてのところなんですけども、今まで例年、大体のデータを決算書とか見ていきますと、借金の返す額っていうのが、市の一般会計予算の1割ぐらいずっと返したと思うんですが、現時点で今年度、今もどれぐらいの見込みっていうか、今もちょっと詳細なデータいただきましたけど、この令和4年度については、どれぐらいになってきそうな感じなんでしょうか。

○委員長（植木弘子君） 中村企画財政部長。

○企画財政部長（中村均君） 香取委員会のご指摘のとおり、今年度もほぼ毎年と同じ金額を考
えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家功君） 6ページの債務負担行為補正の会計年度任用職員一部業務包括委託の
内容を説明していただきたいと思います。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 真家委員会のご質問にお答えいたします。会計年度任用職員一部業
務包括委託につきましては、現在、会計年度任用職員が担っております一部業務につきまし
て、民間業者に委託するものでございます。なお、民間業者への委託となりますが、これま
で業務を担ってきた対象となる会計年度職員の方については、本人の意向などを確認した上
で、引き続き同業務に配置することも考えており、雇用継続確保に努めていくものでありま
す。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家功君） これ期間は5年度から7年度までということで、3年間になってますが、
これ当面3年間って意味ですか。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 期間につきましては、今までは会計年度の任用職員ということで、
1会計年度内での雇用ということで、その年度ごとにですね、新たに雇用するという
ことで進めてきておりました。こちらの業務につきましては、本人の意向確認を引き続き同業務に
配置するというので、安定的な雇用継続などを含めた業務の継続を想定しておる中で、3
年度実施する中で、他の業務についても包括についての可能性なども検討していく期間とし
て考えております。以上となります。

○委員長（植木弘子君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第78号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）

について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 83 号 令和 4 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、議案第 83 号 令和 4 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ 17 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 4,007 万 5,000 円といたします。3 ページをご覧ください。第 2 表 地方債補正ですが、地方債対象事業（霊園事業債）である美野里霊園排水路整備事業の限度額は、当初、事業費の 75%でしたが、県との協議の結果、事業区分の変更により全額が対象になったことから、所要の額を補正するものでございます。5 ページをご覧ください。最初に、歳入予算についてご説明いたします。2 款 繰入金、2 項 繰入金、1 目 基金繰入金、1 節 基金繰入金 582 万 5,000 円の減となります。この額は、地方債限度額の事業区分の変更により、財源補正のため減額をお願いするものです。次に、4 款 市債、1 項 市債、1 目 霊園債、1 節 霊園事業債 600 万円の増ですが、地方債限度額の決定に伴い、財源補正のため増額をお願いするものです。次に歳出予算をご説明いたします。1 款 霊園事業費、1 項 霊園施設管理費、1 目 霊園施設管理費 説明欄 1 市営霊園管理事業の 10 節 需用費の 17 万 5,000 円の増でございますが、老朽化により毎年漏水し修繕しているコンクリート製の意匠付き立水栓ですが、残りの 3 箇所も今後漏水することから、修繕に要する予算をお願いするものでございます。あわせて、歳入予算の補正に伴い、財源内訳の補正もお願いするものです。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○3 番（戸田見良君） ただ今の修繕費の説明はわかりましたが、市民の方から聞かれたこと

がありまして、市の霊園を使わせていただいて、墓じまいでどうしても墓を返したいんだっという相談があったんですが、霊園の中で、墓じまいの件数なんかは、わかりますでしょうか。また、撤去をしなくちゃいけないことになっていますが、撤去されないままになっているとか、もし現状がわかれば教えていただければと思います。

○委員長（植木弘子君） 朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 今年度、墓じまいなどにより、墓地を返還された方は、6件ございました。続いて、墓地の返還でそのままになっている墓地ですが、現在、無縁仏が1ヶ所ございます。その他、管理が行き届いてない墓地については、引き続き、歳入として管理費をいただけるようお願いしているところでございます。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第83号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他に入ります。執行部に対して皆さんから何かございますか。ないようでしたら、1点ほど私から伺いさせていただきます。総務部所管になると思いますが、過日行われました県議会議員選挙におきまして、出張投票所が3ヶ所開設されたと思いますが、そちらがどのような状況だったのかということで、数値的なものも今現在わかっていると思いますので、その点について、教えていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 過日の12月11日投開票が行われました茨城県議会議員一般選挙

において、今回、小美玉市としまして、初めての試みで、試験的に移動期日前投票を実施させていただきました。こちらにつきましては、商業施設ということで市内の3ヶ所、さらには若年層の関心を高める目的で、市内の県立中央高校、この4ヶ所で移動期日前投票を行ってまいりました。実施日時としましては、12月7日水曜日から12月9日金曜日までの3日間に、1日ごとですが、まずは商業施設であります小川の野田地内のエコスに12月7日、12月8日に、羽鳥地内のヨークベニマル店、12月9日に、玉里地内のセイミヤ。こちらの3ヶ所の商業施設において、移動期日前を行いました。それと同時に12月8日に、同じ日時なんですけれども、県立中央高校にも出向いて投票を行って、期日前を行ってまいりました。投票者数の数値、実績でございますけれども、12月7日水曜日、午後2時から5時までの間ですけれども、エコス野田店で75名、翌日の12月8日、こちらはまず、お昼休みを利用して、12時30分から1時30分の間、こちらは中央高校に出向きまして、生徒さん、小美玉市在住の生徒さんの対象44名いらっしゃったんですけれども、そのうち12名の方が、この移動期日前によって投票をされました。そのあとに午後2時から5時の間に、羽鳥駅前のヨークベニマル羽鳥店で173名の投票者数がございました。最後に、12月9日金曜日、同じ時間でございますけれども、セイミヤ玉里店、こちらで78名の投票がありました。合計しますと、3日間のトータルで338人の移動期日前投票による投票がありましたので、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（植木弘子君） 詳細に説明していただきましてありがとうございます。これって効果があると私も感じておりますので、これからの選挙のあり方として、こういった移動投票所というのは引き続き実施していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。他に皆さんからありますか。

真家委員。

○2番（真家功君） これ要望になりますか、今回県議選について、中間報告はありますかって電話で問い合わせた人がいるみたいなんです、結果のみですよ。あとはインターネットに入っていますから、インターネットで確認してくださいというようなことだったらいいんですが、できれば中間報告というのを各選挙で中間報告をやっていただきたいというふうに思ひます。例えば、この前のひたちなか市長選なんかは、30分ごとにやっているんですよ。30分毎にやれってことではないんですが、何回かに分けて、やっていただきたいというのが要望であります。以上です。

○委員長（植木弘子君） その他委員の皆さんからはありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） 執行部の方からは、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら執行部はここで、散会といたしますので、よろしく
お願いいたします。お疲れ様でした。それでは、ここで休憩に入ります。再開は 50 分から
にしたいと思っておりますのでお願いいたします。

午後 2 時 3 6 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 再開

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。その他に入ります。まず議会報
告会についてですが、来年の報告会がどのように行われるのか、内容的な部分で映像配信と
いうことで進めておりますが、総務常任委員会の付託議案や所管事項の中で、議会報告して
おいた方がいいというものがあれば、ご提案いただきたいと思います。

○委員長（植木弘子君） 岩本委員。

○13番（岩本好夫君） 議案第 76 号あたりはこれ報告会で取り上げた方がいいんじゃない
かなと思います。

○委員長（植木弘子君） はい。ありがとうございます。では、第 76 号を報告とさせていただきます。その他皆さんの方からありましたらお願いします。今、岩本委員の方からいただ
いたご意見をもとに報告資料をまとめておきたいと思っております。次に視察研修について、ご案内
を閲覧いただきたいと思います。こちらは日にちの日程調整また視察内容については事前に
に皆さんにも相談させていただきました。それを踏まえて、候補先を事務局にあたってもら
いました。その結果、受け入れ先の都合等もありまして、視察地が、兵庫県小野市と神戸市。
実施日は 1 月 24 日火曜日から 25 日水曜日の 2 日間で予定しております。小野市が 24 日午
後 1 時半から行政経営並びに方針管理について、翌日 25 日は神戸市で、こちらは午前 10 時
からで内部通報制度についての研修で予定しております。この点について何か皆様の方から
ご意見があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） では、ないようですのでこれは日程で、詳細を詰めていってもらい
ます。出欠につきましては、予約の関係上、本日にもご回答いただけると助かりますので、
ご協力お願いいたします。それから視察先に事前に具体的な調査内容をお送りしますので、

お聞きになりたい具体的な内容などがありましたら、ご記入いただきまして、最終日までに事務局にご提出いただきたいと思います。箇条書きでも文章でも構いませんし、メールに直接打っていただいて、送信していただいても構いませんので、ご協力よろしく願いいたします。日程の詳細につきましては今後決まり次第お知らせしますが、出欠の変更は、随時事務局へ報告をお願いいたします。研修については終わりになります。何か他に皆さんの方からございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で本日の審議及び協議はすべて終了いたしました。副委員長お願いいたします。
- 副委員長（香取憲一君） 皆さま大変お疲れ様でございました。以上をもちまして、総務常任委員会を閉会とさせていただきます。

◇

◎閉会の宣告

- 副委員長（香取憲一君） 以上で総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 0 2 分 閉会